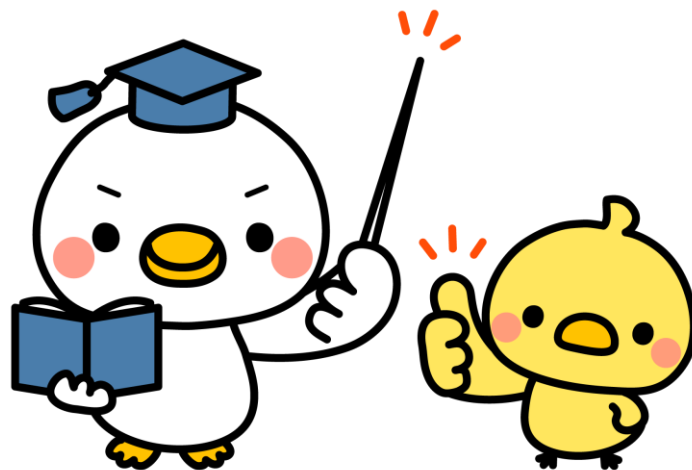




半田市 子ども育成課

令和5年度 変更点まとめ

事業等の名称	変更内容	頁		
ひとり親家庭の相談窓口	<u>離婚調停について内容を追加</u>	P3		
児童扶養手当	<u>児童扶養手当の額の引き上げ</u>			
	区分	年度	全部支給される者	一部支給される者
	児童1人のとき	R4	月額 43,070 円	月額 43,060 円～ 10,160 円の範囲
		R5	月額 44,140 円	月額 44,130 円～ 10,410 円の範囲
	児童2人のとき	R4	10,170 円加算	10,160 円～ 5,090 円加算
		R5	10,420 円加算	10,410 円～ 5,210 円加算
児童3人以上のとき (1人増すごとに)	R4	6,100 円加算	6,090 円～ 3,050 円加算	
	R5	6,250 円加算	6,240 円～ 3,130 円加算	



目次

1. 離婚の相談と手続きについて

- 離婚する前に（養育費、面会交流、相談窓口）…………… 1
- 離婚後の手続き…………… 4

2. ひとり親家庭の相談について

- 母子・父子自立支援員への相談・支援について…………… 5

3. ひとり親家庭への手当・助成について

- ひとり親家庭の手当について
 - ・児童扶養手当…………… 6
 - ・愛知県遺児手当…………… 7
 - ・半田市遺児手当…………… 7
- ひとり親家庭の医療費助成について…………… 8
- 通勤定期（JR）の運賃割引について…………… 8

4. 資格取得・就労の支援について

- 資格取得できる無料の講座
 - ・資格取得等就業支援事業（介護職員初任者研修・半田市）・ 9
 - ・就業支援講習会（愛知県）…………… 10
- 資格取得のための支援について
 - ・自立支援教育訓練給付金…………… 11
 - ・高等職業訓練促進給付金等事業…………… 12
- 高卒認定試験にかかる助成について…………… 13
- 就労の相談支援について…………… 14

5. 生活に関する支援について

- 一時的な家事援助について…………… 15
- 住宅に関する支援について
 - ・県営住宅の優先入居制度…………… 15
 - ・県営住宅の家賃減額…………… 15

6. 子どもに関する支援について

- 子どもの預かりについて
 - ・ファミリーサポート利用料助成事業…………… 1 6
 - ・一時預かり事業の減免…………… 1 7
- 中学生対象の学習支援について…………… 1 8
- 学費に関する助成や貸付に関すること【小・中学生】…………… 1 9
- 学費に関する助成や貸付に関すること【高校生】…………… 2 0
- 学費に関する助成や貸付に関すること【大学生】…………… 2 1

7. ひとり親家庭が利用できる貸付制度について

- 母子父子寡婦福祉資金（愛知県）について…………… 2 2

1. 離婚の相談と手続きについて

1) 離婚する前に(養育費、面会交流、相談窓口)

親の離婚と子どもの気持ち

子どもには、親の離婚はかつてない一大事件ともいえます。

今は、ご自身の離婚のことで手一杯かもしれませんが、本来、最優先で考えるべきは子どもの事です。

子どもは、引っ越しや転校のことなど、これからどうなるか不安でいっぱいです。

親が別居や離婚をしたときに、子どもが使えるハンドブックもあります。

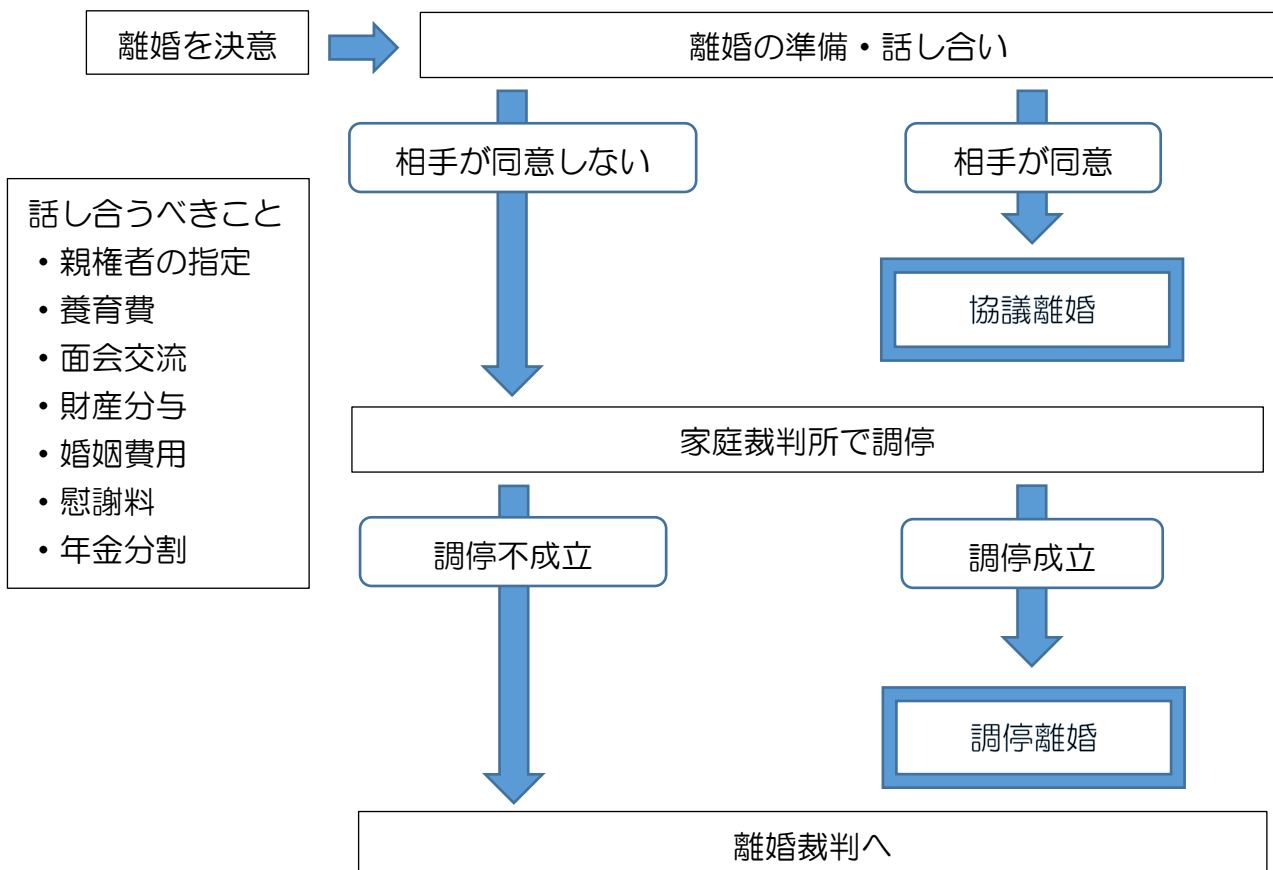
子どもの不安が少しでも軽くなるよう、参考にしてください。

親の別居・親の離婚—こどものためのハンドブック
(養育支援制度研究会発行)



<https://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/documents/handbook.pdf>

離婚の流れ



【離婚に関して無料の法律相談を受けたいとき】

【相談先】

日本司法支援センター法テラス

電話：0570-078374

<https://www.houterasu.or.jp/>



養育費

①養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。

一般的に言えば、経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。

親として子どもの生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任であり、親の生活に余力がなくても自分と同程度の生活を保障することは義務だとされています。

養育費の支払いは、離れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

②養育費の取り決め方

養育費は、子どものためのものですから、子どもと離れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めましょう。

離婚するとき、親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで決める必要があります。

結果は、口約束だけでなく、書面にしましょう。

費用や手間はかかりますが、公証役場で、公正証書にするのが望ましいでしょう。公正証書にしておくのと、万一、不払いになっても、強制執行（差し押さえ）ができます。

面会交流

①面会交流とは

面会交流とは、子どもと離れて暮らしている親が子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとって父母はともにかけがえのない存在です。

面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信を持つことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力になります。

②面会交流の取り決め方

面会交流は、子どもの健やかな成長のためにとっても大切なことであり、子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。

面会交流の設定及び内容について合意が出来た場合は、口約束にはせず、その内容(頻度、時間、連絡方法など)を公正証書に残すことが望ましいです。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/youiku.html>



離婚の話し合いが夫婦でうまくいかない時

離婚には夫婦のこと（財産分与、年金分割等）、子どものこと（親権、養育費、面会交流等）を取り決める必要があります。夫婦の話し合いで同意できず第三者を交えての話し合いには弁護士を依頼、離婚調停を申立てる、裁判外紛争解決手続（ADR）を利用する選択肢もあります。



裁判所とADRの違い

	家庭裁判所の調停	ADR調停
実施主体	裁判官（調停員）	専門家
秘密の保護	公開	非公開
調停実施	平日の日中	平日の夜や土日も可能なことも
期間	平均月1回程度のため、長期化することもある	早期に合意できるよう、柔軟に対応（平均3か月程度）
費用	申立て費用（1,200円） 切手代（1,000円程度）	申立て費用（5,000～10000円） 調停1回ごとに（各々5,000円～10,000円）費用請求
強制執行	可能	不可能※
相手の同席	別々で調停員に話をする	双方同席し、ADR調停員と話をする

※公正証書を作成することで強制執行は可能になるが、作成費用が必要。公正証書作成は記載する金額により異なるが2～5万円程度になることが多い。



各選択肢のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
離婚協議※	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦だけで話し合いができる 時間や場所など都合がつく時に話し合いができるため早期に離婚しやすい。 合意のための費用は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 口約束や念書等では強制執行ができない。 公正証書を作成する場合費用が必要。 不利な条件で離婚することがある。 DVがあった場合も相手と話をする必要がある。
離婚調停※ （家庭裁判所）	<ul style="list-style-type: none"> 費用が安い。 離婚条件の全てを決めることができる。 強制執行前に履行勧告ができる。 調停調書により強制執行が可能。 DVがあった場合の配慮あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 月に1回程度しか調停が行われず、離婚成立までに時間がかかる。 出席するために仕事を休まなくてはいけない場合もある。 相手の住所が分からないと申立てできない。
ADR調停	<ul style="list-style-type: none"> 平日の夜や土日なども利用できる。 相手が遠くにいる場合オンラインで話し合いができる。 弁護士費用よりは安く、専門家が同席し話し合いができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所よりは費用がかかる。 合意書には強制執行力がない。 公正証書の作成する場合費用が必要。 DVがあった場合も相手と話をする必要がある。（別々で話を聞いてもらえる可能性もあり）

※協議や離婚調停に弁護士を依頼した場合は、別途弁護士費用がかかります。

相談窓口等

養育費や面会交流について困っていること、悩んでいることがあれば、下記の相談窓口まで、お気軽にご相談ください。

相談窓口事業名	内容	電話番号等	実施者
養育費相談会 (面会交流の相談もできます。)	養育費相談支援センターの専門相談員による無料面接相談 ・時期：8月下旬予定(予約制) ・場所：半田市役所	電話番号 0569-84-0658	半田市
養育費・面会交流の相談	電話相談(養育費相談員) ・月～金曜日(祝日・年末年始は除く。) ・時間：10時～16時 面接相談(司法書士) ※予約制	電話相談 052-915-8816 面接相談予約電話 052-915-8862	愛知県 委託先：愛知県母子寡婦福祉連合会 (愛知母子・父子福祉センター)
養育費・面会交流の相談	電話やメールによる相談 ・月火木金曜 水曜日 10時～20時 12～22時 ・土/祝日 10時～18時	電話相談 0120-965-419 03-3980-4108 メール info@youikuhi.or.jp	厚生労働省 委託先：養育費相談支援センター (公益社団法人家庭問題情報センター)

2) 離婚後、市役所で行う手続き

手続	問合せ先	対応時間
戸籍、住所、印鑑登録、マイナンバーカードの変更などに関する手続	市民課 0569-84-0631	平日 8:30～17:15 水曜日のみ 8:30～19:15 (祝日、年末年始を除く。)
国民年金の変更等に関する手続	国保年金課 0569-84-0653	
国民健康保険の変更等に関する手続	国保年金課 0569-84-0651	
子ども医療費助成の変更、母子・父子家庭医療費助成に関する手続	国保年金課 0569-84-0652	
児童手当、児童扶養(母子・父子)手当に関する手続	子ども育成課 0569-84-0658	
保育園等に関する手続	幼児保育課 0569-84-0660	
小学校・中学校の転校などに関する手続	学校教育課 0569-84-0688	

2. ひとり親家庭の相談について

1) 母子・父子自立支援員への相談・支援について

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の方の就労に関する相談、子育てに関する相談、その他生活上のあらゆる相談をお受けし、自立のための支援を行います。

子育て・生活サポート	安心して子育てや生活ができるよう、子育て支援等のサービスの提案をするとともに、必要な相談支援を行います。
就業サポート	より良い就業のために、ハローワーク等と連携して求人等の情報提供をするとともに、必要な相談支援を行います。
経済的サポート	経済的に自立ができるよう、各種の情報提供をするとともに、必要な相談支援を行います。
養育費取得サポート	養育費が取得できるよう、取得促進のための情報提供をするとともに、必要な相談支援を行います。

・メールでの相談を受けます。

市役所への来庁が困難な方、お仕事などで日中お電話いただけない方からのご相談に対応するため、メールでの相談を受け付けています。

母子・父子自立支援員が、就労に関する相談、子育てに関する相談、その他生活上のあらゆる相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

秘密は、厳守しますので、安心してご相談ください。

【ひとり親家庭相談用アドレス】

hitorioya@city.handa.lg.jp



・オンラインでの相談を受けます。

ビデオ会議アプリケーション「Webex」を活用し、カメラ付きパソコン又はスマートフォンなどを使い、ご自宅で相談することができます。利用する場合は、電話又はメールで事前予約が必要となります。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<https://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/soudan.html>



3. ひとり親家庭への手当・助成について

1) ひとり親家庭の手当について

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のため手当を支給する制度です。

①受給資格者

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童(一定の障害があるときは、20歳未満)を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している方に支給されます。

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 父又は母が死亡した児童
- ウ 父又は母が重度の障害にある児童
- エ 父又は母の生死が明らかではない児童
- オ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- カ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- キ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ク 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)
- ケ その他アからクに該当するか明らかでない児童

②手当を受ける手続

手当を受けるには、市役所で認定請求の手続をしてください。

③手当の支払

認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

(年6回、奇数月に振り込みます。)

④手当の額

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額44,140円	月額44,130円~10,410円の範囲
児童2人のとき	10,420円加算	10,410円~5,210円加算
児童3人以上のとき (1人増すごとに)	6,250円加算	6,240円~3,130円加算

⑤支給制限

受給資格者及びその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

受給資格者が公的年金等を受給する場合、児童が公的年金等を受給する場合及び父(母)に支給される公的年金給付の額の加算の対象になっている場合は、手当の全部または一部が支給停止されることがあります。詳しくは、窓口でご相談ください。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodate/hitorioya/fuyoteate.html>



愛知県遺児手当

①受給資格者

県内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達の年度末日まで)の児童(ただし、18歳到達の年度末日以後、引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)を監護・養育している方に支給されます。

公的年金・遺族補償を受けることができる方は支給できません。

- ア 父母が婚姻を解消した児童
- イ 父又は母が死亡した児童
- ウ 父又は母が重度の障害にある児童
- エ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- オ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- カ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- キ 婚姻によらないで生まれた児童(※ひとり親)

②手当を受ける手続

手当を受けるには、市役所で認定申請の手続をしてください。

③手当の支払

認定を受けると、認定請求をした日の属する月分から支給されます。
(年6回、奇数月に振り込みます。)

④手当の額

児童1人につき月額	支給開始から1～3年目	4,350円
	// 4～5年目	2,175円
	// 6年目以降	0円

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/ken-iji.html>

半田市遺児手当

①支給要件

愛知県遺児手当に準じます。

②支給制限

支給要件に該当する児童及び受給者が市内に住所を有しないときは、手当は支給されません。
その他の支給制限については、愛知県遺児手当に準じますが、公的年金・遺族補償を受けることができる方についても支給します。

③手当の額

遺児1人につき月額	一律 2,500円
-----------	-----------

※支給開始から5年間支給します。

④支給月

認定を受けると、認定請求をした日の属する月分から支給されます。
(年6回、奇数月に振り込みます。)

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/shi-iji.html>

2) ひとり親家庭の医療費助成について

母子・父子家庭医療費助成

母子・父子家庭等の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を公費で負担しています。

①助成を受けることができる方

ア 母子家庭又は父子家庭の18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童とその児童を扶養している母又は父

イ 両親のいない18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童

※助成を受けるための要件となる「児童」については、児童扶養手当に準じます。(ただし、一定の障がいがある児童の年齢の特例は適用されません。)

※上記「ア」については所得の制限があります

②助成の内容

医療費…保険診療分の自己負担額を助成

問い合わせ先

半田市役所 国保年金課 医療福祉担当

電話：0569-84-0652



<https://www.city.handa.lg.jp/honen/kosodate/kosodate/hitorioya/boshi-iryohi.html>

3) 通勤定期(JR)の運賃割引について

通勤定期(JR)の運賃の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯は、旅客鉄道会社(JRの鉄道)の通勤定期旅客運賃が3割引となります。(通学定期は対象外)

利用方法…子ども育成課で「特定者資格証明書」「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受け、定期券購入時に提示してください。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



4. 資格取得・就労の支援について

1) 資格取得できる無料の講座

資格取得等就業支援事業(介護職員初任者研修(半田市))

①目的

「安定した仕事につきたい」、「資格を取ってキャリアアップしたい」そんなお父さん、お母さんのお手伝いとして、就業に結びつきやすい講座を開催します。

受講料(テキスト代込み)は無料で、受講後の就業支援も行います。

②対象者

ア 半田市在住のひとり親の方

イ 指定した講座に全日程出席でき、資格を生かした仕事に就職・転職できる方

③講座内容

「介護職員初任者研修」

開講時期	令和5年9月27日(水)～令和6年1月24日(水) 全16回
曜日	毎週水曜日
時間	原則10時00分～17時00分
会場	二チイ学館 半田教室 (半田市岩滑中町4-163 榊原ビル2F)
募集定員	5名 ※定員を超えた場合は選考となります。
申込み期限	令和5年7月3日(月)～令和5年8月31日(木)
取得資格	介護職員初任者研修修了者

④注意事項

※受講料の無料とは、講座の指定する日時の講義、実習等に出席した場合が該当し、補講、補習を受けた場合の受講料、試験受験用テキスト代、受験料、交通費等は含みません。

※受講を市が指定する期限内に修了できなかった場合は、やむを得ない事情があると認める場合を除き、市が負担した受講料をお支払いいただきます。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodate/hitorioya/jigyo.html>



資格取得のチャンスです!

就業支援講習会(愛知県)

①目的

愛知県では、「安定した仕事につきたい」、「資格を取ってキャリアアップしたい」そんなお父さん、お母さん方のお手伝いとして、就業に結びつきやすい講習を開催しています。受講料は無料。ただし、教材費や交通費の実費負担があります。詳細については、半田市ホームページに掲載しております。

②対象者

愛知県に在住のひとり親及び寡婦の方

③実施内容等

実施講座	パソコン講習、調剤薬局事務、登録販売者、介護職員初任者研修、福祉用具専門相談員研修、日商簿記3級 など (※実施講座は、年によって変更があります。)
実施期間等	週1回、計30～120時間(2～5か月程度) (※実施期間、実施回数等は、講座ごとに異なります。)
実施場所	名古屋市等 (※実施場所は、講座ごとに異なります。)
募集期間	第1回：5月、第2回：8月、第3回：11月 (※申し込みできる期間が講座ごとに異なります。)

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/jigyo.html>



2) 資格取得のための支援について

自立支援教育訓練給付金

①目的

「資格を取ってキャリアアップしたい！」そんなお父さん、お母さんの就職・転職のお手伝いをします。

資格を取得するための講座の受講をし、修了した場合に、受講料の6割を助成します。

②対象者

半田市在住のひとり親の方であって、次のいずれにも該当する方

- ア 児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準の方
- イ 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ウ 過去に自立支援教育訓練給付金の給付を受けたことがない方

③対象講座

- ア 雇用保険制度の一般教育訓練給付の対象となる講座
 - イ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の対象となる講座(資格取得ができるものに限る。)
- ※該当する講座については厚生労働省のホームページをご覧ください。講座の主催者へお問い合わせください。

※2万円未満の講座は対象外

④支給額

受講料の6割

※上限20万円。ただし、上記「専門実践教育訓練給付の対象となる講座」については修業年数×40万円とします(上限160万円。)

⑤注意点

講座指定決定前に講座の受講申込みを行うと自立支援教育訓練給付金の申請はできません。

資格取得就業一時金

自立支援教育訓練給付金を受けて取得した資格を活かして就職・キャリアアップした方に残りの受講料を助成します。

①対象者

自立支援教育訓練給付金を受けて資格を取得した方(雇用保険制度の一般教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合に限る。)であって、次のいずれかに該当する方

- ア 無職の方で修了日から1年以内に資格を取得し、当該資格の取得日から6か月以内に就職し、かつ、その就労が3か月継続している方。
- イ 継続して就労している方で、修了日から1年以内に資格を取得し、当該資格の取得日から1年以内に資格取得により昇給した、資格手当がついたなど待遇が上がった方。

②支給額

受講料から自立支援教育訓練給付金を差し引いた残りの額

※自立支援教育訓練給付金と合わせて50万円を限度とします。

③その他

※修了日から就業日までに市外に転出した場合は、支給されません。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/jigyo.html>



訓練促進給付金（高等職業訓練促進給付金等事業）

①目的

「看護師や介護福祉士などの国家資格を取りたい」などで養成機関に1年以上修業する場合に、修業する期間中に毎月給付金を支給することにより、資格の取得をサポートし、よりよい就職のための支援をします。

②対象者

半田市在住のひとり親の方であって、次のいずれにも該当する方

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること。
- イ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ウ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方であること。
- エ 過去に高等職業訓練促進給付金の給付を受けたことがないこと。

③対象資格

①看護師	②准看護師	③保育士	④介護福祉士
⑤作業療法士	⑥理学療法士	⑦歯科衛生士	⑧美容師
⑨社会福祉士	⑩製菓衛生師	⑪調理師	⑫その他市長が必要と認めた資格

※修業形態については、原則通学制とする。

④支給対象期間及び支給額

- ア 支給対象期間：養成機関が定める修業期間（上限4年間）
- イ 支給額

最終学年以外の学年	市民税非課税世帯	100,000円/月
	市民税課税世帯	70,500円/月
最終学年	市民税非課税世帯	140,000円/月
	市民税課税世帯	110,500円/月

修了支援給付金（高等職業訓練促進給付金等事業）

訓練促進給付金を受けて養成機関を修了した方に一時金を支給します。

支給額

市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/jigyo.html>

3) 高卒認定試験にかかる助成について

受講開始時給付金（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）

① 目的

より良い条件での就職や転職の可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）合格のために講座を開始した場合に受講料の3割を支給します。

② 対象者

半田市在住のひとり親の方またはその子（20歳未満）であって、次の全てに該当する方
ア ひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準の方
イ 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方

③ 支給額

受講料の3割

※上限7万5千円。

④ その他

※講座指定決定前の受講申込みはできません。

受講修了時給付金（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）

高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）合格のために講座を受講し、修了した場合に受講料の4割から受講開始時給付金を差し引いた額を支給します。

支給額

受講料の1割

※受講開始時給付金と合わせて10万円を限度とします。

その他

※講座指定決定前の受講申込みはできません。

合格時給付金（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）

受講修了時給付金を受けた方で、受講終了日から2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に給付金を支給します。

支給額

受講料から受講開始時給付金、受講修了時給付金を差し引いた残りの額

※受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせて50万円を限度とします。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodate/hitorioya/jigy.html>



受験支援給付金（高等学校卒業程度認定試験受験支援事業）

講座を受講せずに独学で、高卒認定試験に合格した場合に給付金を支給します。

支給額

全科目合格した時とその直前の2回分の受験料

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/jigyo.html>

4) 就労の相談支援について

キャリアカウンセリング事業

①目的

愛知県では、ひとり親及び寡婦の方を対象にキャリアカウンセリング事業を実施しています。職歴や適性・希望に応じて、職業・生活設計を行い、計画的にスキルアップしていくために、専任の就業支援専門員が就職についての相談に応じ、就職の悩みに具体的なアドバイスをします。

②対象者

愛知県に在住のひとり親及び寡婦の方

③実施場所

半田市役所（就業支援専門員が市役所へ派遣されます。）

④予約窓口

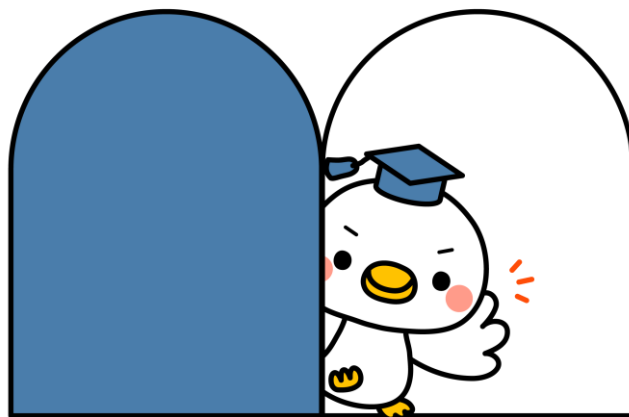
母子家庭等就業支援センター

TEL：052-915-8824

[曜日] 月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始は除く）

[時間] 午前9：30 ～ 午後4：30

<http://aiboren.jp/center/consult/entry-26.html>



5. 生活に関する支援について

1) 一時的な家事援助について

日常生活支援事業

①目的

修学、疾病等の理由により、一時的に日常生活の支援を必要とするひとり親家庭の方に、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定をサポートします。

②対象者

半田市在住のひとり親家庭等の方であって、次のいずれかに該当する方

ア 技能取得のための通学、疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助が必要な方

イ 生活環境の激変により、日常生活を営むのに特に支障が生じている方

③実施内容

生活援助（家事、介護その他の日常生活の支援）

④利用者負担

利用世帯区分	負担額
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円/時間
児童扶養手当支給水準の世帯	150円/時間
上記以外の世帯	300円/時間

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/jigyo.html>

2) 住宅に関する支援について

県営住宅の優先入居制度

母子世帯・父子世帯等の場合、福祉枠で抽選募集に申し込むことができます。

福祉枠で申し込みをすると抽選番号が2つ与えられるため、福祉枠で落選した場合であっても、一般区分の申込者と合わせて再度抽選に参加することができます。

入居できる方	20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の方。ただし、前年の収入が一定額以上ある場合は入居できません。
入居募集の時期	年3回(5月・9月・1月)の定期募集(抽選)と常時募集(先着順)を行っています。

県営住宅の家賃減額

収入が一定の基準を下回る方は、家賃が減額される制度があります。

問い合わせ先

愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所

電話：0569-23-2716

<https://www.aichi-kousha.or.jp>



6. 子どもに関する支援について

1) 子どもの預かりについて

ファミリーサポート利用料助成事業

①目的

「放課後に子どもを預かってほしい」、「都合の悪いとき、保育園や放課後児童クラブへの送り迎えをしてほしい」、「ハローワークに行く間、子どもを預かってほしい」など、ファミリーサポートを利用し、地域の方にお子さんを預かってもらうことができます。利用した場合に支払った報酬金額の半額を助成します。

②対象者

- ア 半田市在住で、0歳から小学6年生までのお子さんがみえるひとり親の方
- イ 児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準の方

③その他

- ア ファミリーサポート利用の前に子ども育成課窓口で申請が必要です。
- イ 1か月の助成金の上限額は、1万円＋第2子目以降のお子さんの人数×5,000円
- ウ 実費（食費・ガソリン代及びキャンセル料）相当額は、助成の対象外です。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/jigyo.html>

【ファミリーサポート事業とは…】

①目的

地域で子育てを助けあう事業です。

育児の手助けがほしい「依頼会員」と、手助けしたい「援助会員」をマッチングします。

②対象者

半田市内在住・在勤・在学で0歳から小学6年生のお子さんがみえる保護者

③依頼会員から援助会員へ支払う報酬金額（利用者負担）

平日（1時間あたり）		土・日・祝日・年末年始（1時間あたり）	
7:00～19:00	600円	7:00～19:00	700円
上記以外の時間	700円	上記以外の時間	800円

④登録手続

事前に会員登録や講習会の参加が必要です。会員の登録は、ファミリーサポートセンター（クラシティ3階）で行います。登録手続きに30分程度時間が必要です。

入会金500円と保護者の写真（3cm×2cm）2枚をご用意ください。

問い合わせ先

子育て支援センター「はんだっこ」 ファミリーサポートセンター

受付時間 9:00～17:30（休館日：第4水曜日）

TEL 0569-32-3443（専用）



http://handakko.net/contents/pop_family.html

一時預かり事業の減免（予約制・定員あり）

①目的

「ハローワークに行く間、子どもを預かってほしい」、「会社に面接を受けに行く間、子どもを預かってほしい」「資格を取るために講座を受けたいが、子どもの預け先がない」など、就職のための活動を行う場合に、子育て支援センター（クラシティ3階）の一時預かり（託児）の利用料を免除することでみなさんを応援します。

②対象者

半田市在住で、生後6か月から就学前のお子さんがみえるひとり親の方。

③その他

ア 一時預かり利用予約の前に子ども育成課窓口で申請が必要です。

イ 予約は、利用しようとする日の1か月前から前日まで受け付けます。（定員あり）

ウ 1歳未満児（乳児）の預かり時間は最長4時間までです。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/jigyo.html>



【一時預かり予約先】

半田市役所 子ども育成課 子育て支援センター

受付時間 9:00～17:30（休館日：第4水曜日）

電話：0569-22-4188

http://handakko.net/contents/pop_itijiazukari.html



2) 中学生対象の学習支援について

子どもの学習・生活支援事業

①目的

就学援助受給対象世帯の中学生を対象に学習支援及び生活相談を行います。

②対象者

半田市在住で、かつ、就学援助受給対象世帯（生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯その他教育委員会が認めた世帯）に属する中学生

③実施内容等

実施内容	・学習の支援・生活相談（生徒1名につき、基本、学習サポーター1名を配置し、学習の支援・生活の相談を実施） ・イベント等（大学祭の見学、運動会等）の実施
実施場所	3会場：亀崎会場、半田会場、青山会場（非公開）
実施日	亀崎会場：毎週木曜日 18時00分～20時00分 半田会場：毎週月曜日 18時00分～20時00分 青山会場：毎週火曜日 18時00分～20時00分
利用者負担	無料

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658



<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/gakusyuushien/gakusyuusien.html>



3) 学費に関する助成や貸付に関すること【小・中学生】

就学援助

経済的に就学が困難な児童生徒の保護者の方に、学用品費や給食費等の一部を援助します。

①対象者

ア 準要保護

- ・生活保護が停止又は廃止された方
- ・市民税が非課税又は免除された方
- ・児童扶養手当が支給された方
- ・個人事業税が免除された方
- ・生活福祉資金の貸付を受けた方
- ・国民年金の掛金が免除又は国民健康保険料が減免もしくは徴収猶予された方
- ・職業安定所登録日雇労働者の方
- ・その他、経済的理由でお困りの方で、教育委員会が援助を必要と認めた方

イ 要保護

- ・生活保護費が支給された方

②就学援助の種類

ア 準要保護

新入学学用品費	新入学のために必要な学用品及び通学用品の購入費
学用品費	学用品費、校外活動費、通学用品費
修学旅行費	修学旅行における交通費・宿泊費・見学料等
野外活動参加費	野外活動に参加するために必要な費用
学校給食費	実施された給食費実費
医療費	学校保健法施行令第8条に定める疾病に対する医療費の補助

イ 要保護

修学旅行費	修学旅行における交通費・宿泊費・見学料等
医療費	学校保健法施行令第8条に定める疾病に対する医療費の補助

※その他の必要な経費は生活援護課から支給されます。

問い合わせ先

半田市教育委員会事務局 学校教育課 学校担当

電話：0569-84-0688

<http://www.city.handa.lg.jp/gkkyoiku/kosodate/kyoiku/shugakuenjo/shugakuenjo.html>



4) 学費に関する助成や貸付に関すること【高校生】

高校授業料の減免(国)

国公立問わず、高等学校等に通う一定の所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、国から高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料の軽減を行います。

支給の方法・時期などの問い合わせや申込み先は、在学されている学校となります。

私立高校等の入学納付金補助金(愛知県)

私立高校へ入学した場合に所得に応じて入学料補助金を交付します。

入学料補助金の額：65,000円～200,000円

※補助額は、入学料を実際に支払った額が上限です。

支給の方法・時期などの問い合わせや申込み先は、在学されている学校となります。

制度に関する問い合わせ先

愛知県教育委員会事務局 学事振興課私学振興室 助成グループ

電話：052-954-6187

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/aichi-koukounyuugakuhojo.html>



私立高校等の授業料軽減補助金(愛知県)

私立高校へ入学した場合に所得に応じて授業料軽減補助金を交付します。

授業料軽減補助金の額：1年生：9,900円～34,400円(国の就学支援金を含む。)

2年生以上：9,900円～33,200円(国の就学支援金を含む。)

※補助額は、授業料を実際に支払った額が上限です。

支給の方法・時期などの問い合わせや申込み先は、在学されている学校となります。

制度に関する問い合わせ先

愛知県教育委員会事務局 学事振興課私学振興室 助成グループ

電話：052-954-6187

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/aichi-koukoujugyouryouhojo.html>



半田市高等学校等入学準備補助金

高等学校等への入学に要する費用負担を軽減するため、入学準備金を補助します。

①対象者

国公立問わず、高等学校等に入学する年度の前年度の2月1日において、半田市就学援助制度の準要保護支給認定を受けている生徒のうち、同年度の3月31日において保護者の住所が半田市内にある方。

②補助金額

入学する生徒1人につき、一律20,000円

問い合わせ先

半田市教育委員会事務局 学校教育課 学校担当

電話：0569-84-0688

<https://www.city.handa.lg.jp/gkkyoiku/kosodate/kyoiku/koto/koukouhojo.html>



高等学校等奨学金(愛知県)

愛知県では、勉学意欲がある高等学校や専修学校高等課程の生徒の就学を支援するため、奨学金の貸与を行っています。

申請に関する問い合わせや申込み先は、在学されている学校となります。

制度に関する問い合わせ先

愛知県 教育委員会事務局 高等学校教育課 奨学グループ

電話 052-954-6785

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000006059.html>



5) 学費に関する助成や貸付に関すること【大学生】

母子父子寡婦福祉資金(愛知県)

愛知県では、ひとり親家庭や寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のため、必要な資金の貸付けを行っています。

母子父子寡婦福祉資金は、無利子で就学支度資金・修学資金を借りられます。

※詳細は、22ページをご覧ください。

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodateshien/kosodate/kosodate/hitorioya/boshi-shikin.html>



教育一般貸付(国の教育ローン)

高校や大学などへの入学金や授業料などの負担を軽減し、子どもたちの進学・在学を応援するために設けられています。

問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(教育ローンコールセンター)

電話 0570-008656(ナビダイヤル)

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>



日本学生支援機構等奨学金

経済的な理由により、大学等への進学が困難な生徒に対して奨学金を支給しています。

申込みは、在学されている学校を通じて行います。

なお、進学前に奨学金の予約をする制度(予約採用)がありますので、現在、在学している学校へお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人日本学生支援機構(貸与・給付奨学金相談センター)

電話 0570-666-301(ナビダイヤル)

<https://www.jasso.go.jp>



7. ひとり親家庭等が利用できる貸付制度について

1) 母子父子寡婦福祉資金について（愛知県）

母子父子寡婦福祉資金

①目的

愛知県では、ひとり親家庭や寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のため、必要な資金の貸付けを行っています。

②対象者

母子福祉資金	① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子（母子家庭の母） ② ①が扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等 ③ 20歳未満の父母のない児童
父子福祉資金	① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子（父子家庭の父） ② ①が扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等
寡婦福祉資金	① かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子（寡婦） ② ①が扶養している20歳以上の子等 ③ 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの（単身女性）

③貸付金の種類

貸付資金名	貸付内容
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、材料、商品等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金又は高等学校に修学する場合に必要な資金（5年以内）
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住宅資金	現在住んでいる住宅を増改築、補修するために必要な資金又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金
転宅資金	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金
医療介護資金	医療及び介護を受けるために必要な資金の自己負担等にあてるための資金
生活資金	①技能習得期間中、②医療若しくは介護を受けている期間中、③失業している期間中（1年以内）又は④母子家庭若しくは父子家庭になって7年未満の生活安定期間中の生活資金
結婚資金	児童又は子が婚姻するのに必要な資金
修学資金	高等学校、大学、大学院、専修学校就学中の学資等に必要な資金
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所する際の入学資金
修業資金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金（修業施設在学学生）

問い合わせ先

半田市役所 子ども育成課 児童福祉担当

電話：0569-84-0658

<http://www.city.handa.lg.jp/kosodate/hien/kosodate/kosodate/hitorioya/boshi-shikin.html>



